

所有者・管理者の皆様へ

# 「コンクリートブロック塀」の安全点検のお願い

(広島県 建築課)

建築物に付属する塀は、建築基準法（以下「法」という。）において建築物に該当し、同法施行令に技術的基準が規定されます。

ブロック塀の所有者・管理者の皆様におかれましては、**まずは、次のチェックリストにより自己点検をして頂き、1つでも不適合がある場合、不明な点がある場合は、専門業者に相談して頂きますようお願いいたします。**

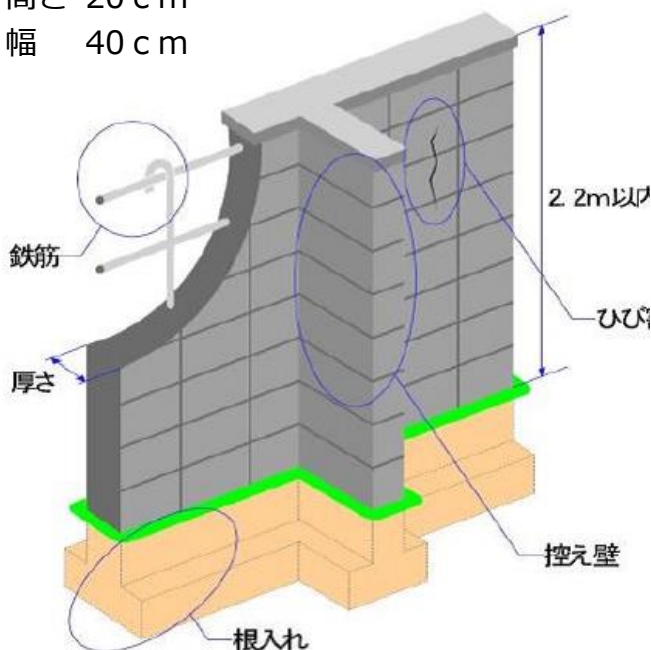
## ■ チェックリスト(外観の目視点検) まずは、自己点検をしてみましょう。

| チェック項目 | 基準値  | 記入欄  |    |
|--------|--|--|----|
|        |  | 測定値  | 適否 |
| 塀の高さ   | 地盤面から 2.2m以下<br>(ブロック 1 段の高さは 20 cm)   | ( )m   |    |
| 壁の厚さ   | 15 cm以上<br>(高さ 2m以下は 10 cm以上)  | ( ) cm                                       |    |
| 控え壁の有無 | 塀の長さ 3.4m以下(概ねブロック 8 箇所おきに 1 か所)ごとに、塀の高さの 5 分の 1 突出した壁<br>(塀の高さ 1.2m以下は適用なし) | ○塀の高さの 5 分の 1 の寸法<br>( )m<br>○測定した寸法<br>( )m |    |
| 健全度合   | 塀の傾き(目視でも分かる)  | 有 ・ 無  |    |
|        | 塀のひび割れ( 1 mm 程度以上)   | 有 ・ 無  |    |

### 標準的なブロック寸法

高さ 20 cm

幅 40 cm



○詳細は「安全なブロック塀について  
(建築基準法)」  
(広島県建築課のホームページ) をご覧ください。

### ■ 広島県建築課のホームページ

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/anzennahei.html>

## ■ チェックリスト(内部診断)

外観の目視点検で、1つでも不適合がある場合、又は不明な点がある場合は、次のチェック項目は、建築士、診断士等の専門家に相談してください。

| チェック項目 | 基準値   | 記入欄   |    |
|--------|---|-------|----|
|        |   | 測定値   | 適否 |
| 鉄筋の有無  | ○径9mm以上の鉄筋が縦横ともに80cm間隔(ブロック2箇所おき)以下で配置<br>○縦筋は、壁の頂部及び基礎の横筋にかぎ掛けして定着(ただし書き有り。)<br>○横筋は、縦筋にそれぞれかぎ掛けして定着 |       |    |
| 基礎の高さ  | 35cm以上<br>(塀の高さ1.2m以下は適用なし)   | ( )cm |    |
| 根入れの深さ | 30cm以上<br><br>(塀の高さ1.2m以下は適用なし)   | ( )cm |    |

## ■ 広島県管轄の相談窓口

|     |            |                  |  |
|-----|------------|------------------|--|
| 広島県 | 建築課        | 082-513-4183     | —  |
|     | 西部建設事務所建築課 | 082-250-8158(直通) | 竹原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町 |
|     | 東部建設事務所建築課 | 084-921-1311(代表) | 府中市、世羅町、神石高原町                                      |
|     | 北部建設事務所建築課 | 0824-63-5209(直通) | 三次市(建築基準法第6条第1項第1～3号に掲げる建築物に限る。)、庄原市               |

(※建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物は、主に2階建以下の木造の戸建住宅等が該当します。)

広島県に相談される際には、次の事項についても記入をお願いします。

|             |  |
|-------------|--|
| 所有者又は管理者氏名  |  |
| 連絡先         |  |
| 塀の所在地(地図添付) |  |
| 塀の設置年月      |  |
| 調査者氏名(専門業者) |  |